

紫 波 町

中学校部活動「休日の地域展開」に関する基本方針

令 和 8 年 3 月

紫波町教育委員会

目次

はじめに	1
1 国及び県の動向	2
2 本町の中学校部活動を取り巻く現状	
(1) 生徒数の減少	4
(2) 学校部活動の設置・加入状況	4
(3) 学校部活動の活動状況	5
(4) 本町のスポーツ団体等の状況	7
(5) 活動場所として想定される本町の施設等	8
3 地域展開に係る小中学生及び保護者の意識	
(1) 調査の実施概要	8
(2) 結果の概要	9
4 地域展開推進方針の基本的な考え方	
(1) 策定の趣旨	12
(2) 本方針の位置づけ	12
(3) 実施期間	13
5 地域展開の進め方	
(1) 地域展開の対象と範囲	14
(2) 推進協議会の設置と役割	14
(3) 運営団体・実施主体の設定	15
(4) 開設種目と選定方法	15
(5) 指導者の確保と管理体制	15
(6) 経費の取扱い	16
(7) 会場の確保	16
(8) 大会参加の方針	16
(9) 周知・説明・意見公募の機会の確保	17
6 モデルクラブの進め方	
(1) 目的	17
(2) 運営団体・実施主体の選定	17
(3) モデルクラブ運営の具体	17
資料	
資料1	(リンク集) 国や県が発表した部活動の地域展開に関わる主な資料について 19
資料2	紫波町中学校部活動の地域展開に関する用語集 20
資料3	地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 21
資料4	部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン 23
資料5	紫波町部活動地域展開推進協議会設置要綱 24

はじめに

これまで中学校における部活動は、生徒がスポーツや文化・芸術に親しむ機会を得るとともに、努力する力や協調性、自己肯定感などの「非認知的能力」を育む教育活動として、学校教育の中で重要な役割を果たしてきた。生徒は、自主的・自発的な活動を通じて社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するための貴重な体験を重ねてきた。

また、学校部活動は学校内にとどまらず、地域社会とのつながりを深めてきた。地域におけるスポーツや文化・芸術の振興・発展に寄与するとともに、地域の人々や各種団体と連携してきた。さらに、教室とは異なる環境で生徒と交流し、信頼関係を築く機会を教員に与え、教育実践の幅を広げる場ともなってきた。こうした教育的・人的な価値の積み重ねが、学校文化を支えてきた側面もある。

一方で近年、スポーツや文化活動の価値が多様化している。学校教育が担ってきた人間教育的価値に加え、エンターテインメントや競技力発揮の場、娯楽やコミュニケーションの手段としての意義が増している。その結果、競技志向や自己実現の在り方の違いにより、部活動参加や登録実績が低下している現状もある。

さらに、少子化により生徒数が減少し、部員確保や指導体制の維持が難しく、小規模校では継続困難なケースも増えている。また、学校単位で多様な活動を提供することが難しく、子供たちの多様なニーズに応えきれない状況も生じている。また、教職員の負担も依然大きく、専門的指導経験のない教員が顧問を担う実態が常態化している。部活動の時間延長や休日の練習試合・大会参加等による勤務時間の増大も重なり、教員の健康や働き方改革の観点からも、早急な見直しが求められている。

今日では「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づくスポーツの価値が変化し、取り組み方も多様化したことから、スポーツ実施の場の制度設計そのものを時代の要請に応じて見直す必要がある。また、スポーツを通じた地域活性化や健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など「スポーツが社会に寄与する価値」が地域でより重要となり、地域でスポーツを支える場が広がり、子供や住民の選択肢が増えたことも従来型の部活動に影響を与えている。

こうした状況を踏まえ、国は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年１２月 スポーツ庁・文化庁）を策定し、段階的に学校部活動を地域へ展開する方針を打ち出した。令和６年１２月には「地域移行」に代えて「地域展開」という新たな概念が示され、従来の学校内完結型の運営から、地域を巻き込んだ柔軟で開かれた活動への展開が提唱された。岩手県においても、令和３年の有識者会議提言「いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから」をはじめとして、地域クラブや合同活動の推進、指導人材の活用など、各市町村の実情に応じた対応が求められている。

これらの国や県の動向を受け、紫波町においても、これまで学校が担ってきた部活動の価値を継承しつつ、地域とともに支え合う新たな仕組みへの移行が喫緊の課題となっている。生徒一人一人の意欲や関心に応じた多様な活動機会を保障し、学校と地域が連携して支える活動から、地域が主体となる新たなスポーツ・文化活動へと発展させていくことを目指し、本方針を策定するものである。

I 国及び県の動向

文部科学省及び岩手県では、下表のとおり段階的に学校部活動の在り方に係る考え方や方針等を示している。

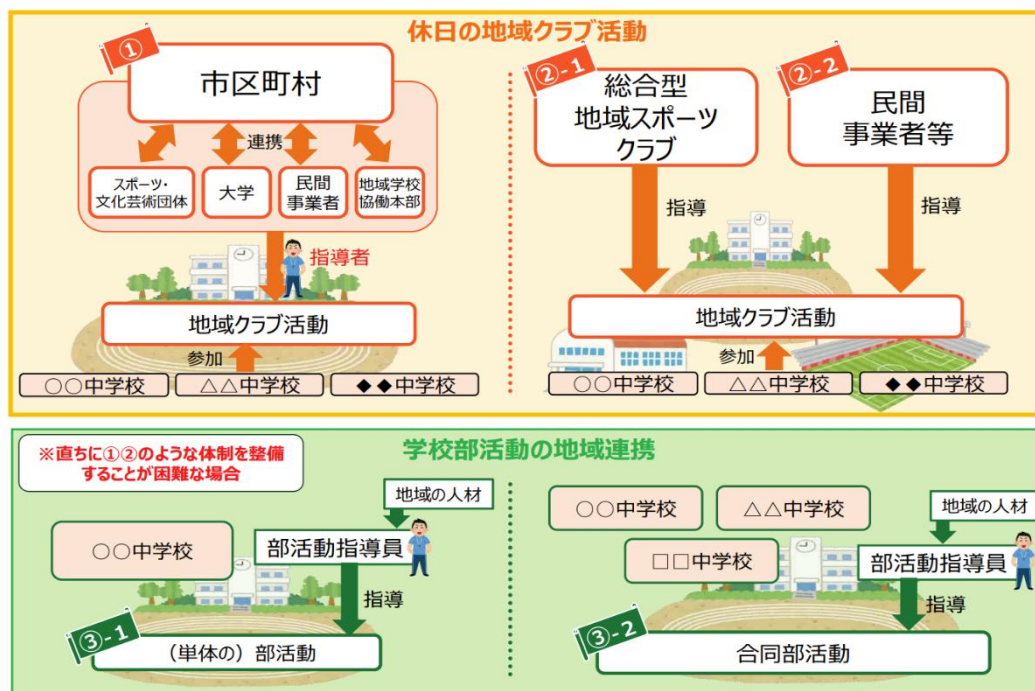
※★印については、p.19【参考資料】二次元コードから資料掲載 WEB の参照が可能

H25.5 月	国	運動部活動での指導のガイドライン(策定)
H28.6 月	国	学校現場における業務の適正化に向けて(通知)
H29.5 月	国	部活動指導員制度(導入)
H30.3 月	国	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(策定)
6 月	岩手県	岩手県における部活動の在り方に関する方針(策定)
7 月	紫波町	紫波町における部活動の在り方に関する方針(策定)
I 2 月	国	文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(策定)
R 元	国	中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘。
R 元.8 月	岩手県	岩手県における部活動の在り方に関する方針(改定)
R2.9 月	国	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について
R3.3 月	岩手県	★岩手県の中学校のスポーツ・文化活動のこれから(提言)(「中学校スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議)
4 月	紫波町	紫波町における部活動の在り方に関する方針(改定)
R4.6 月	国	運動部活動の地域移行に関する検討会議(提言)
8 月	国	文化部活動の地域移行に関する検討会議(提言)
I 2 月	国	★学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン(策定)
R5.3 月	岩手県	公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き(令和5年3月8日版)(策定)
R6.1 月	岩手県	★岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針(策定) ※県の最新の方針
3 月	岩手県	★公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き(令和6年3月版)(策定)
6 月	岩手県	岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会(設置)
9 月	紫波町	紫波町中学校部活動地域移行推進協議会設置
I 2 月	国	地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議における中間まとめ
I 2 月	国	★部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について
R7.5 月	国	★地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議における最終とりまとめ
I 2 月	国	★部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(策定)

令和6年12月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間まとめにおいては、「地域移行」に代わる考え方として「地域展開」が提案され、令和8～13年度を「改革実行期間」とする長期的な改革の枠組みが示された。また、令和7年5月の同会議の最終とりまとめでは、改革の理念や基本的な方向性、推進にあたっての論点や課題について体系的な整理が行われた。

これらを踏まえ、文部科学省は、令和８年度から改革実行期間が開始されることを見据え、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実を図るため、令和７年１２月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、国としての基本的な考え方を示した。

図１ 今後の地域クラブのイメージ



出典：「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁）

2 本町の中学校部活動を取り巻く現状

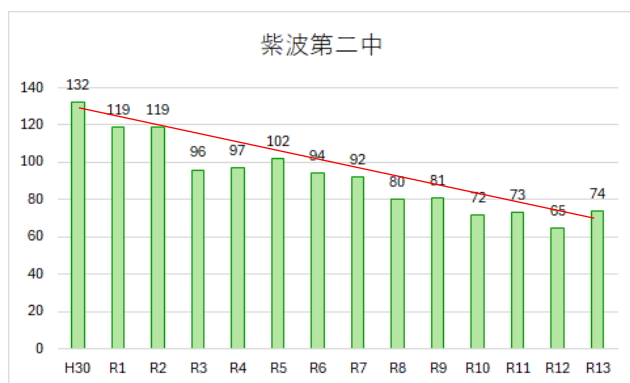
(1) 生徒数の減少

本町の中学校生徒数について、合計人数については、増減を繰り返し、ほぼ横ばい状態であるが、学校ごとの状況に着目すると、紫波第二中学校及び紫波第三中学校においては、減少傾向にある。

表1 紫波町の中学校生徒数の推移（R8以降は見込み）（単位：人）

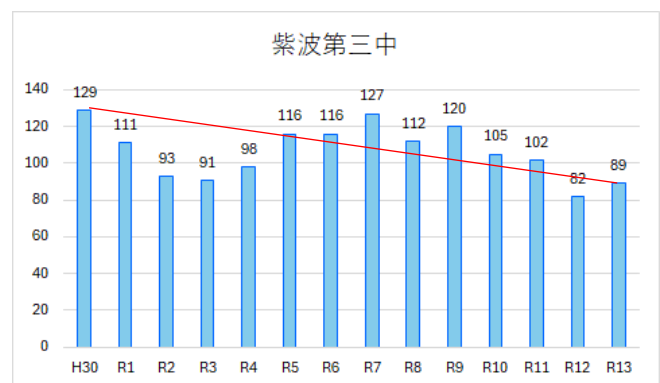
	紫波第一中	紫波第二中	紫波第三中	合計
H30	647	132	129	908
R1	640	119	111	870
R2	638	119	93	850
R3	647	96	91	834
R4	629	97	98	824
R5	617	102	116	835
R6	646	94	116	856
R7	637	92	127	856
R8	674	80	112	866
R9	673	81	120	874
R10	686	72	105	863
R11	649	73	102	824
R12	651	65	82	798
R13	661	74	89	824

図2 紫波第二中学校の生徒数推移



※R13の予定在籍数はH30年の56%

図3 紫波第三中学校の生徒数推移



※R13の予定在籍数はH30年の69%

(2) 学校部活動の設置・加入状況（令和6年度）

町内全体で、運動部在籍64.9%、文化部在籍27.0%。紫波第二中学校及び紫波第三中学校では、部活動の数が限られており、生徒の多様なニーズにこたえることは難しい状況にある。

表2 町内3中学校の部活動の加入状況

(単位:人)

			紫波第一中				紫波第二中				紫波第三中				総計
			1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
運動部	1	野球	8	7	9	24	3	5	5	13	5	4	5	14	51
	2	サッカー	15	8	13	36									36
	3	バスケットボール(男)	2	4	5	11					6	5	4	15	26
	4	バスケットボール(女)	5	5	8	18					6	4	6	16	34
	5	バレーボール(男)	12	6	6	24									24
	6	バレーボール(女)	2	5	12	19	3	3	5	11	2	6	4	12	42
	7	ハンドボール(男)	5	11	5	21									21
	8	ハンドボール(女)	2	8	4	14									14
	9	ソフトテニス(男)	4	8	13	25									25
	10	ソフトテニス(女)	16	14	2	32	7	7	2	16					48
	11	卓球(男)	8	12	17	37	5	6	8	19	4	9	4	17	73
	12	卓球(女)	4	6	6	16	0	2	2	4	5	2	5	12	32
	13	ソフトボール	3	2	12	17									17
	14	水泳	10	2	1	13									13
	15	柔道	8	6	7	21									21
	16	剣道	4	5	3	12					2	6	1	9	21
	17	陸上(特設含)	11	22	14	47									47
文化部	1	吹奏楽	17	6	3	26									26
	2	合唱(特設含)	7	9	6	22									22
	3	美術	15	6	29	50									50
	4	科学	8	9	5	22									22
	5	パソコン	11	18	13	42									42
	6	手芸・工芸	7	13	7	27									27
	7	文化(総合文化)					6	10	5	21	7	6	4	17	38
無所属			32	13	9	54	4	4	2	10	1	3	0	4	68
合計生徒数			216	205	209	630	28	37	29	94	38	45	33	116	840
運動部所属人数			119	131	137	387	18	23	22	63	30	36	29	95	545
運動部所属割合			55.1%	63.9%	65.6%	61.4%	64.3%	62.2%	75.9%	67.0%	78.9%	80.0%	87.9%	81.9%	64.9%
文化部所属人数			65	61	63	189	6	10	5	21	7	6	4	17	227
文化部所属割合			30.1%	29.8%	30.1%	30.0%	21.4%	27.0%	17.2%	22.3%	18.4%	13.3%	12.1%	14.7%	27.0%

(3) 学校部活動の活動状況(令和6年8月調査)

ア 休日の活動状況

(ア) 休日に活動を実施している部数

◇運動部 28部(96.5%)

内訳) 毎週:25部、月3回:1部、月2回:2部

◇文化部 2部(25.0%)

内訳) 毎週: 1部、月3回: 1部

(イ) 校外の活動等により、休日の学校部活動に参加しない生徒数

◇運動部 12人

◇文化部 0人

(ウ) 外部指導者を有する部数

◇運動部 23部(79.3%)

内訳) 2人: 2部、2人: 8部、1人: 13部

◇文化部 0部

本町の中学校における休日の部活動は、特に運動部を中心として高い実施率を示しており、全体で96.5%の部が休日にも活動を継続している。これは、運動部活動が生徒の生活の一部として定着していることを示しており、保護者や地域の理解・協力のもとで運営されている実態がうかがえる。一方で、文化部の休日活動率は25.0%にとどまり、活動機会の明確な格差が見られる。これは、文化部の活動内容や規模、必要な環境が異なることによるものであり、今後の地域展開ではこうした実情を踏まえた柔軟な制度設計が求められる。

また、校外の活動により学校部活動の休日参加を見合わせる生徒(運動部12人)の存在は、学校外にも多様な活動ニーズや受け皿が存在していることを示しており、学校部活動が唯一の活動機会ではなくなりつつある現状を反映している。こうした傾向は今後ますます進行することが予想され、学校と地域が連携して、多様な選択肢を保障する体制の構築が必要である。

イ 保護者会等の活動状況

(ア) 保護者会を有する部数

◇運動部 25部(86.2%)

◇文化部 1部(12.5%)

(イ) 保護者会を有している部のうち、平日に保護者会練習を実施している部数

◇運動部 19部(76.0%)

内訳) 週4回: 2部、週2回: 13部、週1回: 4部

◇文化部 0部

(ウ) 保護者会を有している部のうち、休日に保護者会練習を実施している部数

◇運動部 6部(24.0%)

内訳) 毎週: 4部、月2回: 2部

◇文化部 0部

(エ) 部員の大半が参加する保護者会以外の団体(例: スポ少等)がある部数

◇運動部 7部(24.1%)

◇文化部 0部

本町の中学校における部活動においては、運動部の約9割(86.2%)が保護者会を有しており、従来から家庭と学校が連携して学校部活動を支えてきた体制が定着していることがうかがえる。特に、平日に保護者会による練習支援を行っている部が約4分の3(76.0%)を占めており、家庭・地域が活動運営に積極的に関わる文化が形成されていることは、今後の地域展開の推進において重要な資源である。一方、休日の活動における保護者会の関与は比較的少なく、休日支援を行っている部は

24.0%にとどまっている。今後、休日活動を中心に地域展開を進めていくにあたっては、この時間帯での支援体制をどのように確保するかが課題となる。

文化部に関しては、保護者会の組織率が極めて低く（12.5%）、また、保護者会練習の実施状況も皆無であることから、運動部と比較して家庭や地域との接点が少ない状況にある。これは、文化部の性質や活動の専門性に起因する側面もあるが、今後の地域展開においては、文化芸術分野での地域支援体制をどう形成していくかが、制度設計上の焦点となる。

また、部員の大半がスポーツ少年団などの保護者会以外の地域団体に参加しているケースが運動部で約4分の1（24.1%）に見られることから、一部の競技においては、すでに学校外での活動基盤が一定程度確立していると言える。これは、地域クラブへの展開に向けた足がかりとなると同時に、既存の団体との役割分担や連携の在り方を整理しておく必要があることも示唆している。

（４）本町のスポーツ団体等の状況（令和７年度）

ア 紫波町スポーツ協会登録団体

1	日詰地区体育会	
2	古館地区体育会	
3	水分地区体育会	
4	志和地区体育会	
5	赤石地区体育会	
6	彦部地区体育会	
7	佐比内地区体育会	
8	赤沢地区体育会	
9	長岡地区体育会	
10	紫波町陸上競技協会	
11	紫波町水泳協会	
12	紫波町サッカー協会	
13	紫波町バレーボール協会	
14	紫波町テニス協会	
15	紫波町バスケットボール協会	
16	紫波町自転車クラブ	休会中
17	紫波町ソフトテニス協会	休会中
18	紫波町卓球協会	
19	紫波町野球協会	
20	紫波町柔道協会	
21	紫波町ソフトボール協会	
22	紫波町バドミントン協会	
23	紫波町弓友協会	
24	紫波町剣道協会	
25	紫波町ラグビーフットボール協会	

26	紫波町銃剣道協会	
27	紫波町アーチェリー協会	
28	紫波町空手道協会	
29	紫波町カヌークラブ	
30	紫波町ゲートボール協会	
31	紫波町ゴルフ協会	
32	紫波町スキー協会	
33	紫波町なぎなたクラブ	
34	紫波町グラウンドゴルフ協会	
35	紫波町レクリエーション協会	
36	紫波町雪合戦協会	

イ 紫波町スポーツ少年団登録団体（令和7年度）

16団体が登録。うち、8団体には中学生も在籍して活動している。

ウ その他

紫波ウイング（令和4年度まで総合型地域スポーツクラブとして登録）

種目：テニス、卓球、スポーツ吹き矢 ※中学生在籍

（5）活動場所として想定される本町の施設等

1	サン・ビレッジ紫波	
2	オガールアリーナ	
3	紫波運動公園	
4	桜町河川グラウンド	
5	紫波自転車競技場	
6	佐比内サイクルパーク	
7	情報交流館	
8	各小中学校（跡地活用含む）	
9	各公民館	
10	岩手県立紫波総合高等学校	

3 地域展開に係る小中学生及び保護者の意識（中学校部活動の地域移行に係るアンケート結果）

（1）調査の実施概要

ア アンケート実施期間

令和7年2月5日（水）～2月18日（火）

イ 対象・回収数

- ・町内小学校５・６年児童：４６４人
- ・町内中学校１・２年生徒：４５５人
- ・町内小５・６年及び中１・２年の保護者：５５７人

(２) 結果の概要

ア 小中学生の結果

(ア) 平日や休日に学校以外の活動を行っている児童生徒数

	スポーツ系	文科系
小学生	266 人 (57%)	112 人 (24%)
中学生	146 人 (32%)	100 人 (22%)

(イ) 「(ア)」のうち週末に活動がある児童生徒数

	スポーツ系	文科系
小学生	213 人 (80%)	56 人 (50%)
中学生	131 人 (90%)	49 人 (49%)

(ウ) 地域展開になった場合、「地域クラブ」に参加したいか。

	小学生	中学生
活動場所が町外でも参加したい	52 人 (11%)	53 人 (12%)
活動場所が町内であれば参加したい	91 人 (20%)	86 人 (19%)
参加したくない	113 人 (24%)	135 人 (30%)
分からない・悩んでいる・決められない	208 人 (45%)	181 人 (40%)

(エ) 地域展開になった場合、「地域クラブ」で何を目標として活動したいか。

	小学生	中学生
大会やコンクールなどで優勝するために、技術力の向上を目指して、大変でも長時間の活動・練習をしたい。	38%	61%
大会やコンクールなどで優勝するよりも、趣味や友達づくりとして、短い時間で、楽しく活動したい。	62%	39%

(オ) 「地域クラブ」でどんな活動をしたいか。(複数回答)

	小学生	中学生
いろいろな種目が体験できるスポーツ活動	34 人	40 人
スポーツや文化芸術活動など、いろいろなことが体験できる総合型の活動	15 人	21 人
いろいろな活動が体験できる文化芸術活動	11 人	15 人

希望種目 (上位３種目)

- 小学生：①バスケットボール、②サッカー、③野球、③バドミントン
 中学生：①バドミントン、②バスケットボール、③バレーボール

(カ)「地域クラブ」に参加したくない理由（複数回答）

	小学生	中学生
休日は、地域のスポーツ団体などで活動するから	14 人	11 人
休日は、習い事や塾があるから	12 人	15 人
学校の部活動に力を入れたいから	24 人	36 人
勉強との両立に不安があるから	21 人	27 人
自分の自由な時間がほしいから	58 人	81 人
活動するための費用に不安があるから	10 人	19 人
活動場所への移動に不安があるから	7 人	15 人
特に理由はない	26 人	24 人
その他	14 人	21 人

本調査から、小中学生の多くがすでに学校外のスポーツや文化活動に参加しており、特にスポーツ系では中学生の約3割、小学生では過半数が平日・休日を問わず活動していることが分かった。地域クラブへの参加意向では、「町内なら参加したい」が2割程度にとどまり、「分からない」「参加したくない」が全体の7割近くを占めている。この背景には、「自由な時間の確保」「勉強との両立」「費用や移動への不安」といった現実的な課題がある。また、活動の目的については、小学生は「楽しさ」を重視する一方で、中学生は「競技力向上」と意識に違いが見られ、年齢や発達段階に応じた指導や目標設定の重要性が示唆される。活動種目の希望も多岐にわたっており、従来の学校部活動にとどまらない多様な選択肢の整備が求められる。地域展開を進めるにあたっては、制度の丁寧な周知とともに、柔軟で段階的な移行措置が必要である。

イ 保護者の結果

(ア) 中学校の部活動を地域が担うことについて

賛成	97 人	17%
どちらかといえば、賛成	161 人	29%
どちらかといえば、反対	45 人	8%
反対	31 人	6%
わからない・悩んでいる・決められない	223 人	40%

(イ)「地域クラブ」において、どのような活動が行われることを期待するか。（複数回答）

学校の部活動と同じスポーツ種目・文化芸術活動	165 人	30%
学校の部活動にはない、別のスポーツ種目・文化芸術活動	68 人	12%
複数の種目が体験できるスポーツ活動・文化芸術活動	114 人	20%
スポーツ種目も文化芸術活動も体験できる総合的な活動	69 人	12%
分からない・悩んでいる・決められない	117 人	21%
その他	23 人	4%

(ウ) 地域展開に期待すること（複数回答）

学校部活動にはない新たな種目の設定	152 人	11%
子供が希望する種目の活動の継続	290 人	20%
他校の生徒との交流	142 人	10%
多世代の地域住民との交流	63 人	4%
子供の興味・関心に合わせた活動の実施	220 人	16%
専門的な指導が受けられる	251 人	18%
技術力の向上	164 人	12%
設備の整った環境での活動	80 人	6%
特になし	44 人	3%
その他	10 人	1%

(エ) 地域展開で心配なこと（複数回答）

生徒や指導者との人間関係	208 人	14%
活動場所までの送迎	326 人	22%
指導者の質の担保	148 人	10%
指導者の人材不足	188 人	13%
活動に係る経費の負担（月謝・遠征費など）	221 人	15%
活動を担う受け皿が地域にあるのか	185 人	13%
けがやトラブル等の対応	58 人	4%
活動に係る責任の所在	86 人	6%
特になし	22 人	2%
その他	22 人	2%

(オ) 「地域クラブ」の参加費として妥当な金額（月額）

1,000 円以内	164 人	29%
1,001 円～3,000 円	267 人	48%
3,001 円～5,000 円	101 人	18%
5,001 円～10,000 円	23 人	4%
10,001 円以上	2 人	0%

保護者の約半数が学校部活動の地域展開に前向きである一方、4 割が「わからない・悩んでいる・決められない」と回答しており、十分な理解と情報提供が不可欠であることが分かる。期待する活動内容では、学校部活動と同じ種目の継続が最も多く、次いで「複数種目の体験」や「総合的な活動」が挙げられ、多様な活動形態への関心が高い。また、「子供の希望する種目の継続」や「専門的な指導の充実」への期待も大きく、単なる移行にとどまらず、質的向上へのニーズも読み取れる。一方で、送迎や費用負担、人間関係や指導者確保への不安も大きく、保護者の心理的・実務的な負担軽減が鍵となる。参加費については月額 3,000 円以内が 8 割弱を占め、受益者負担を前提としつつも、負担感への配慮が求められる。今後は、保護者の不安や要望に丁寧に対応し、参画意識を高める取組が要である。

4 地域展開推進方針の基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

紫波町では、全ての中学生が、スポーツや文化・芸術活動に継続して親しみ、自らの意欲や関心に応じて主体的・自発的に取り組むことができる環境づくりを目指している。こうした活動を通じて、生徒はスポーツや文化・芸術の楽しさや喜びを味わいながら、体力や技能の向上にとどまらず、自主性、協調性や責任感、自己肯定感など、将来にわたって生きる力を育むことが期待される。

このような学びの場を、学校と地域が連携・協働して支えていくことで、学校の枠を越えた仲間とのつながりや、地域の様々な人・世代との交流など、新たな経験の機会が広がる。地域の特色や人材を活かし、持続可能で魅力ある活動環境を整えていくことは、町の教育力や地域力の向上にもつながる。また、地域におけるスポーツ・文化芸術活動は、競技性や成果のみに偏ることなく、生徒が生涯にわたって活動に親しむために必要な資質・能力を育成することを主な目的とし、生徒の自主的・自発的な参加を基本として展開されることが重要である。

本方針は、国や県が示す学校部活動の地域展開に関する方針を踏まえつつ、本町の実情に応じて、検証を重ねながら段階的に取り組みを進めていくため、共通の目標と方向性を明確にし、学校・保護者・地域が力を合わせて進めるための基本的な考え方を示すものである。

また、本方針は、地域展開に関する全ての制度や運営の在り方を現時点で確定するものではなく、国が示す改革実行期間における検証や制度整備の動向を踏まえながら、段階的に具体化していくことを前提とする。当面は、モデル的な取組等を通じて成果や課題を検証し、その結果を踏まえて、運営体制や制度設計の在り方について必要な見直しや整理を行っていくものとする。

(2) 本方針の位置づけ

本方針は、スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」並びに岩手県の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、紫波町における学校部活動の地域展開及び地域クラブ活動の在り方について、基本的な考え方と進め方を示すものである。

国のガイドラインでは、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で活動を支えることにより、生徒のニーズに応じた多様な体験や、学校段階にとらわれない継続的な活動など、新たな価値を創出することの重要性が示されている。

また、地域クラブ活動の具体的な形態や内容については、地域の実情等に応じて多様な在り方が認められている。

町において、地域との連携・協働のもとで持続可能な活動環境を構築し、生徒にとって多様な豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障するために、段階的な取組の方向性やスケジュールを明らかにするとともに、町民の理解と協力を得ながら円滑に地域展開を推進していくための基盤となる計画として位置付ける。

(3) 実施期間

国は、令和５年度から令和７年度までを「改革推進期間」と位置付け、地域の実情等に応じて可能な限り早期の地域展開の実現を目指すこととしている。また、令和８年度から令和１３年度までを「改革実行期間」とし、休日の学校部活動については全国の中学校での地域展開を推進しつつ、平日についても段階的に展開を進める方向性が示されている。

本町においても、こうした国の方針を踏まえ、子供たちが身近な地域でスポーツや文化・芸術活動に継続して親しむことができる環境の整備を目指し、段階的な地域展開に取り組む。

本町では、改革実行期間の前期にあたる時期を中心に、まずはモデル的な取組を実施し、成果や課題について検証を行う。その検証結果を踏まえ、実施可能な学校部活動や種目から、休日を中心とした地域クラブ活動への展開について検討・準備を進めていく。

改革実行期間の後期においては、各競技や活動の特性、指導者の確保状況、受け皿となる地域クラブ等の育成状況を踏まえながら、地域展開の在り方を整理し、段階的に取組を拡充していくものとする。平日の活動については、国の動向や地域の体制整備の状況を踏まえつつ、条件が整ったものから検討を行い、持続可能な活動モデルの構築を目指す。なお、学校部活動の地域展開は、単に学校から活動を切り離すことが目的ではなく、地域全体で子供たちの成長を支え、スポーツ・文化芸術に親しめる社会を築いていくことに主眼がある。町としても、地域の理解と協力を得ながら、関係機関・団体と協働し、地域に根差した新たな活動環境の整備と機運の醸成に努める。

図４ 学校部活動の地域展開に係るスケジュールのイメージ

	年度	事業展開の流れ	イメージ
改革推進期間	R6	- 部活動の地域展開に関する検討会の開催 - 紫波町部活動地域展開推進協議会設置要綱策定 - 紫波町部活動地域展開推進協議会設立	
	R7	- 中学校部活動「休日の地域展開」に関する基本方針策定 - 紫波町中学生のスポーツ・文化活動の地域展開に係るモデルクラブ事業実施要項検討 - 保護者及び地域住民等への周知・広報	
改革実行期間(前期)	R8	- モデルクラブ事業の実施・検証 - 児童生徒及び保護者、地域住民、関係団体等への周知・広報 - 紫波町における部活動の在り方に関する方針の改定協議	
	R9	- モデルクラブ事業の実施・検証の継続 - 児童生徒及び保護者対象意識調査、関係者へのヒアリング - 紫波町中学生のスポーツ・文化活動の地域展開事業実施要綱策定 - 休日の学校部活動の地域展開準備	
	R10	- 夏季休業明け以降、休日の学校部活動の地域展開に向けた移行の検討・実施（移行期間） - 地域展開に関する中間評価（課題検証）及び取組方針の修正等	

改革 実行 期間 (後期)	R11	・ 休日の学校部活動の地域展開を基本とした運用への移行 ・ 平日の学校部活動の地域展開に係る検討	平日の 地域展開 準備 
	R12	・ 平日の学校部活動の地域展開に向けた制度設計・体制整備	
	R13	・ 体制が整った学校部活動から、平日の地域展開について順次検討・実施	

※ 本図は、現段階における計画として、国の改革実行期間を踏まえた事業展開の流れを示したものである。今後、モデル的な取組の検証結果や国・県の制度整備の状況等を踏まえ、必要に応じて、実施時期や内容について見直しを行う場合がある。

5 地域展開の進め方

(1) 地域展開の対象と範囲

地域展開は、町内3つの中学校における休日の学校部活動を対象として、改革実行期間における検証や準備の状況を踏まえつつ、段階的に進めていく。初期段階では、各校の規模、部活動の運営状況、指導者の確保状況等を総合的に勘案し、生徒や保護者、関係機関が無理のない形で対応できるよう「休日の地域展開」を模索し、モデル事業に取り組んでいく。

対象となる種目は、現行の学校部活動種目に加え、児童生徒の多様なニーズや地域の特性に応じて、新たな種目の導入も視野に入れる。また、地域で活動する民間のスポーツ・文化芸術団体等との連携を図り、これらの団体が運営主体となる可能性についても検討を進める。

活動の指導については、これまで教員が中心となって担ってきたが、今後は地域の人材や団体、専門的な知識・経験を有する外部人材の活用も積極的に図る。教員以外の多様な人材が指導に関わることで、活動の幅を広げるとともに、持続可能な運営体制の構築につなげていく。

地域展開の推進にあたっては、特に活動に係る費用面の課題に配慮することが不可欠である。そのため、移動や活動に係る費用、保険料等については、原則として受益者負担を基本としつつ、全ての生徒が参加の機会を失うことのないよう、家庭の経済的負担に配慮した助成制度等の整備・活用についても併せて検討する。

将来的には、地域の受け皿となる団体の整備状況や指導体制の充実を踏まえ、平日への地域展開も段階的に進めていくことを視野に入れる。特に、地域の体制やニーズ、学校との連携状況などの条件が整った種目については、その状況を踏まえながら、地域展開の在り方について検討を進め、持続可能で魅力ある活動環境の構築を一層促進していくこととする。

(2) 推進協議会の設置と役割

地域展開の推進にあたっては、学校関係者、地域のスポーツ・文化芸術団体、保護者、行政、民間事業者など、多様な関係者が連携・協働することが不可欠である。

このため、本町では「紫波町部活動地域展開推進協議会」を設置し、地域展開に関わる必要な事項について協議・検討を進めていくものとする。

協議会の事務局は教育委員会（学校教育課及び生涯学習課）が担い、年4回の定期開催を基本とするとともに、必要に応じて分科会を設置し、地域展開の進行状況を継続的に把握・調整する体制とする。また、議論の活性化を図るため、必要に応じて協議会委員以外の関係者の出席や資料提供を求めることができるものとする。加えて、モデル的な取組の実施状況や検証結果、国・県の動向等を踏まえ、地域展開の進め方や制度設計の在り方について必要な検討・整理を行い、教育委員会に対して助言等を行う役割を担うものとする。

（３） 運営団体・実施主体の設定

地域展開における活動の運営団体及び実施主体については、次の２つの類型を基本とするが、地域の実情等に応じて、他の形態についても検討の対象とする。

① 保護者会や地域の有志等が設立・運営する地域クラブ

生徒の保護者や地域住民など、地域の関係者が中心となって構成・運営する団体を想定する。地域とのつながりを重視し、学校と連携しながら活動を行う。

② 町内で既に活動実績のある民間団体等が運営する地域クラブ

既存のスポーツ・文化芸術団体等が、活動受け皿として主体的に運営を担う。

運営団体の認定にあたっては、活動の継続性・安定性、地域との連携実績、指導者の確保状況、安全管理体制等を総合的に判断する。これらの基準を明確にするため、町では「紫波町中学生のスポーツ・文化活動の地域展開事業実施要綱（仮称）」について検討を進め、運営団体の申請・認定、報告義務、支援制度等の必要事項を整理するものとする。

（４） 開設種目と選定方法

地域展開の対象とする種目については、特定の種目をあらかじめ固定的に設定するものではなく、地域において活動を担う団体や指導者等からの応募があるかどうかを基本的な前提として決定するものとする。

その上で、各中学校において現在行われている学校部活動の種目を一つの参考としつつ、生徒の希望、地域資源の状況、指導者の確保状況等を総合的に考慮し、町が定める認定条件に基づき応募内容を審議の上、地域展開の対象とする種目を認定するものとする。

開設する種目の数や内容については、年度ごとに参加状況や運営体制等を踏まえて見直しを行い、持続可能で魅力ある活動となるよう調整を図る。

また、地域の特性や新たなニーズに応じて、推進協議会等における協議を通じて地域の実情や応募状況等を整理し、その結果を踏まえながら、従来の学校部活動の枠にとらわれない新たな種目や活動形態の開設についても検討する。

（５） 指導者の確保と管理体制

地域展開における指導者は、地域の専門人材、団体所属者、外部講師など、教職員以外の多様な人材を中心として活用を基本とするが、兼職兼業を希望する教員が指導者となることも可能とする。生徒が安心して活動に取り組めるよう、適切な人材の確保と管理体制について検討を進める。

指導にあたる者への報酬については、原則として参加費（受益者負担）を原資とし、各運営団体において妥当な水準で定めるものとする。

また、安全・適切な活動運営のために、地域指導者向けの研修会・講習会は町教育委員会が主催することを基本とし、必要に応じて実施する。研修では、生徒理解、救急対応、スポーツ・文化活動に関する知識、コンプライアンスや倫理規範などを体系的に含め、地域の指導者が質の高い活動指導を行える体制を整備に努める。

（６） 経費の取扱い

地域展開における活動に要する費用（参加費、保険料、備品・消耗品費等）については、原則として受益者負担を基本とする。ただし、町及び運営団体が連携しながら、家庭の経済状況や活動の実態に応じて、全ての生徒が経済的理由により参加を制限されることのないよう配慮する。

各運営団体においては、費用の内訳や徴収方法の透明性を確保し、適正な執行管理に努めることとする。

また、教育委員会においては、必要に応じて公的補助制度の導入を今後の検討課題とし、併せて就学援助制度との連動や対象拡大の可能性についても検討を進める。

（７） 会場の確保

地域展開における活動場所は、地域の体育施設、公民館、文化施設等の公共施設と、各学校の体育館や特別教室などの学校施設の双方を、原則的に活用する。活動の内容や参加者数、時間帯等に応じて、適切な会場を柔軟に選定していく。

施設の確保にあたっては、町、学校及び運営団体が連携し、地域の関係機関や施設管理者と調整を図りながら、相互に理解と協力をもって、節度ある運用に努める。安全で円滑な活動が行われるよう、関係者間の連携のもと体制を整える。

なお、施設使用料の減免等に関する取り扱いについては、今後の検討課題として、教育委員会内で協議を進めていく。

（８） 大会参加の方針

地域クラブ活動として大会に参加する場合は、参加する大会の主催団体や制度に応じた登録・手続きを行い、公式な資格を得ることが求められる。特に、中体連関連の大会に参加する際は、岩手県中学校体育連盟等への登録を行い、「地域クラブ活動」としての参加資格を整えけるとともに、制度上の要件や手続きを的確に把握し、町や学校、関係機関との連携を図りながら調整を進める。

また、中体連以外の競技団体や協会等が主催する大会については、それぞれの団体が定める登録方法や参加条件に従い、必要な手続きを行う。いずれの場合も、大会参加が円滑に実施できるよう、指導者・保護者への丁寧な周知を行い、生徒が安心して参加できる環境を整備する。

なお、地域クラブ活動は大会参加のみを目的とするものではなく、大会への参加自体も必須ではない。生徒一人一人の意欲や関心に応じて、競技志向で大会を目指す活動だけでなく、楽しさや交流を重視した活動も選択できるようにすることで、多様な活動機会を保障していく。

(9) 周知・説明・意見公募の機会の確保

地域展開の円滑な推進に向けては、学校・地域・保護者など関係者に対し、計画の趣旨や進捗状況などを丁寧かつ分かりやすく周知することが重要である。そのため、教育委員会を中心として、説明会の開催や文書・ウェブ媒体による情報提供など、関係者の理解と協力を得るための手法について、今後具体的に検討を進めていく。

また、地域や保護者等からの意見を広く把握し、計画に反映させていくことも重要であり、意見公募の実施方法についても併せて検討していく。

6 モデルクラブの進め方

(1) 目的

モデルクラブは、地域展開の円滑な導入と実効性の検証を目的として、町内において先行的に設置するものである。公募により選定された地域クラブをモデルとして、運営体制、参加状況、費用負担の在り方等について実践を通じて検証し、課題及び改善点を具体的に把握する。これらの成果を踏まえ、今後の地域クラブ活動の拡充や他の活動への波及・展開につなげるための実証的な役割を担うものとする。

(2) 運営団体・実施主体の選定

モデルクラブを担う運営団体及び実施主体は、応募型（公募方式）により募集するものとし、学校（保護者会）、既存クラブ、地域団体等からの応募を対象とする。選定にあたっては、別に定める選定基準を基本とし、「紫波町部活動地域展開推進協議会」における協議を踏まえ、教育委員会が地域の実情や団体の取組内容、運営の実現性等を総合的に判断し、モデルクラブとして認定するものとする。

なお、選定にあたっては、地域における先行的・実証的な取組としての性質を踏まえ、選定後においても関係者との協議や調整を重ねながら、円滑な事業実施及び持続的な運営につながる体制の構築を図るものとする。

(3) モデルクラブ運営の具体

① 対象生徒

- ・町内の3中学校に在籍している生徒

② 活動

- ・活動は休日（土曜日又は日曜日のいずれか）に実施
- ・1回あたりの活動時間は3時間以内

③ 費用負担

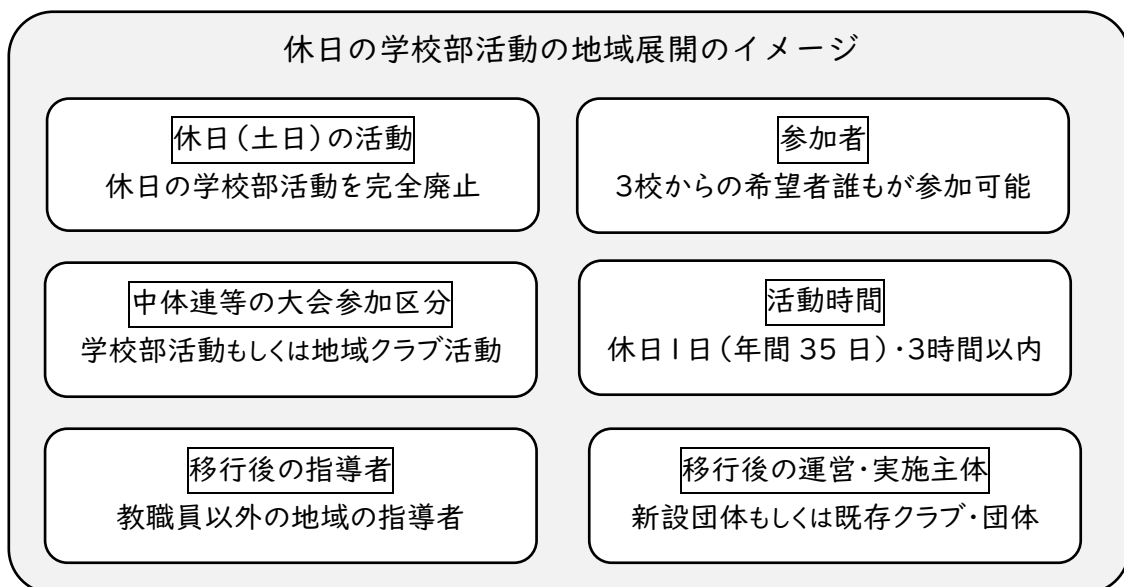
- ・参加費、移動費、物品購入費、指導者への報酬等については、モデル事業においては参加者の自己負担を基本とする
- ・活動中の事故等に備える傷害保険への加入も参加者の自己負担とする

④ 指導者の確保・報酬について

- ・指導者については、モデル事業においては地域の協力者等を確保するよう努めるものとするが、兼職兼業を希望する教職員も可とする

- ・指導者の報酬は原則として生徒の参加費から賄う
- ⑤ 生徒の募集について
 - ・生徒募集に係る案内文書等は、事前に町教育委員会へ提出する
 - ・提出された案内文書等は、学校を通じて生徒・保護者に配布又は紹介する
 - ・保護者が地域クラブの代表者へ直接申し込む
- ⑥ 教育委員会との連携について
 - ・運営は、教育委員会が定める「紫波町中学生のスポーツ・文化活動の地域展開モデルクラブ事業実施要綱（仮称）」に基づくことを想定して行う。実施要綱については、今後検討予定
 - ・教育委員会が主催する連絡会、研修会等へ積極的に参加することとする
 - ・教育委員会は、地域クラブの円滑な運営に向けて以下の支援を行う
 - ◇生徒募集に係る案内文書の内容確認及び学校を通じた配布の調整
 - ◇活動に関する相談窓口の設置
 - ◇安全管理体制や傷害保険加入に関する情報提供
- ⑦ 安全管理・リスク対応
 - ・活動時には参加者名簿を作成し、指導者が安全管理を行う
 - ・活動中の生徒指導や疾病等への対応方法（連絡体制・病院への引率など）を明示する
- ⑧ 活動場所・施設の使用
 - ・活動場所（学校施設、地域の公共施設等）の使用許可については、地域クラブが責任をもって手続きを行う
 - ・使用料が発生する場合は、参加費に含めて対応する
- ⑨ 保護者の関与
 - ・活動内容や年間予定、連絡体制について、入会時に保護者へ説明を行う
 - ・必要に応じて送迎・行事協力など保護者の協力を依頼することができる

図5 休日の地域展開のイメージ



資料Ⅰ (リンク集) 国や県が発表した部活動の地域展開に関わる主な資料について

1	国	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について ☐ 令和2年9月 ☐ スポーツ庁 https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_1.pdf	
2	国	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】 ☐ 令和4年12月 ☐ スポーツ庁・文化庁 https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_1.pdf	
3	国	部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について【概要】 ☐ 令和6年12月 ☐ スポーツ庁 https://www.mext.go.jp/sports/content/20250116-spt_oripara-000039767_001.pdf	
4	国	地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議における最終とりまとめ ☐ 令和7年5月16日 ☐ スポーツ庁 https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_oripara-000042507_000.pdf	
5	国	部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン【概要】 ☐ 令和7年12月 ☐ スポーツ庁・文化庁 https://www.mext.go.jp/sports/content/20251215-spt_oripara-000046180_001.pdf	
6	県	岩手県の中学校のスポーツ・文化活動のこれから ☐ 令和3年3月 ☐ 岩手県「中学校スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議 https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/043/237/teigen-honbun.pdf	
7	県	岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針【概要版】 ☐ 令和4年12月 ☐ 岩手県 https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/070/545/gaiyou.pdf	
8	県	公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き【令和6年3月版】 ☐ 令和6年3月 ☐ 岩手県 https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/062/627/guidance_2024.03.pdf	

資料2 紫波町中学校部活動の地域展開に関する用語集

用語	解説
紫波町部活動地域展開推進協議会	学校関係者、地域団体、保護者、行政、民間事業者などで構成し、地域展開の方針や体制について協議・検討する組織。
改革実行期間	令和8～13年度に位置付けられた実施段階の期間。前期（8～10年度）に休日の地域展開を全国的に進め、中間評価を経て後期（11～13年度）に一部平日活動も展開する。
改革推進期間	令和5～7年度に位置付けられた準備・検討期間。可能な限り早期の地域展開実現に向け、体制整備やモデル事業などを進める。
地域展開	学校部活動を、地域の団体や人材が主体となって運営する活動へと移すこと。地域の特色や資源を生かし、多様で持続可能な活動環境を整えることを目的とする。
地域移行	従来使われてきた用語で、学校から地域への活動移転を意味する。令和6年12月の国の方針で「地域展開」という新たな用語に置き換えられた。
学習指導要領	文部科学省が定める、全国の小学校・中学校・高等学校などで教育課程を編成・実施する際の基準。特別活動の一環として学校部活動に関する位置付けや指導の在り方も示されており、生徒の自主的・自発的な活動を通して、豊かな人間性や社会性を育成することが重視されている。
学校部活動	学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動。教員が顧問となる他、部活動指導員や外部指導者が指導する場合もある。
部活動指導員	部活動指導員は、学校教育法施行規則に基づき、町が雇用する正規の職員で、部活動の顧問となることが可能。
外部指導者	部活動指導員以外の指導者で、学校設置者との雇用関係によらず、学校外の指導者等との連携・協力関係のもと、部活動の指導に加わってもらう方のこと。
合同部活動	在籍校に部活動は開設されているが、部員数が少ないなどの状況により、十分な活動ができない等の場合に、一時的に他校の部と練習や試合等の活動を共にするもの。
拠点校部活動	在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を近隣の他の学校が受け入れるもの。
地域クラブ活動	社会教育の一環として、学校以外の団体等が運営団体・実施主体となり行われるもの。学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくことを、「地域展開」という。岩手県中学校体育連盟に登録すると、中体連主催大会に参加が可能となる。
運営団体	部活動の地域展開において、事務手続き、参加料の集金、練習会場や指導者の確保など、活動運営に必要な業務を行う団体。
実施主体	部活動の地域展開において、地域クラブ活動の参加者に対して実際に指導を行う団体や指導者。
スポーツ少年団	日本スポーツ協会が組織する、子どもたちがスポーツを通じて健全な心身の発達や仲間づくりを図る地域団体。地域の大人が指導者となり、練習や大会参加などの活動を行う。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が年齢や競技レベルを問わず、さまざまなスポーツを継続的に楽しめるようにした地域クラブ。複数種目の活動や交流を通じて、健康づくりや地域活性化を図る。紫波町内に1クラブある。
モデルクラブ	地域展開の試行として先行的に設置される地域クラブ。運営方法や課題を検証し、本格実施への参考とする役割を持つ。
兼職兼業	公務員が本来の職務以外で報酬を得て活動すること。教員が地域クラブ活動の指導に従事する場合は、服務監督者（町教委）の許可が必要である。
受益者負担	利益や便益を受ける人が、その費用の全部または一部を負担すること。部活動では、参加費・保険料・移動費などを参加する生徒本人が負担すること。
参加費	活動運営に必要な経費のうち、参加者が負担する費用。指導者報酬や会場使用料などに充てられる。
保険料	活動中の事故やけがに備えて加入する傷害保険等の費用。参加者が負担する。
移動費	大会や練習会場への移動にかかる交通費。原則として参加者が負担する。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要①

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。＋ ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的な手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。1

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要②

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できることから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	● <u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</u>。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。 ● <u>平日</u>については、<u>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進</u>。まずは、<u>国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める</u>。
次期改革期間	「<u>改革実行期間</u>」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手</u>。 ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担の在り方等	● 地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要（公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合う</u>ことが重要）。 ※<u>受益者負担の水準</u>については、<u>国において金額の目安等を示す</u>ことを検討する必要。 ● 企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保</u>も有効に組み合わせていくことが重要。 ● 家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援</u>については確実に措置を行う必要。 ● <u>部活動指導員の配置</u>について、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要③

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、**専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等**、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、**総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等**と適切に役割分担を行い、**幅広い関係者が連携・協働**しながら一体となって取組を進める必要。
- **都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮**し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、**複数の市区町村による広域連携の取組**を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- **地域クラブ活動**は、学校外の活動ではあるものの、**教育的意義を有する活動**であり、**継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの**。そのため、**地域クラブと学校との連携が大切**。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、**地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要**。
- こうしたことを踏まえ、**学習指導要領の次期改訂**においては、**地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載**としつつ、**地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる**。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、**地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告**されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

3

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要④

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のバラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

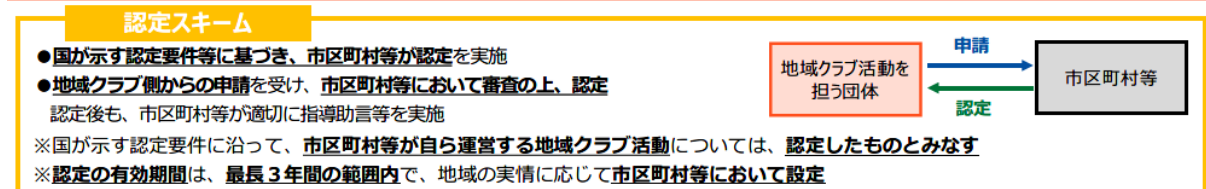
4

資料 4 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(出典：文部科学省)

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）			
改革の理念等	● 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ● 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ● 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出		
改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	【中間評価】 休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進） 平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証） ※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要		
認定制度	競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築 【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主な要件】 活動時間（平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携		
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等 各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理 ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）/ 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）		
部活動の在り方	● 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ● 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ● 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
大会等の在り方	● 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ● 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）		
関連制度	従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど		

2

地域クラブ活動に関する認定制度の概要



認定要件	
事項	主な内容
①活動の目的・理念	・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・ 週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・ 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・ 市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・ 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ① 生徒・保護者等に対する**市区町村等による情報提供**
- ② **地域クラブ活動の運営等への公的支援**（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する**教師等の兼職兼業**
- ④ 生徒の**大会・コンクールへの円滑な参加**

3

資料5 紫波町部活動地域展開推進協議会設置要綱

(設置)

第1 紫波町立中学校における部活動の段階的な地域展開（以下「部活動の地域展開」という。）について検討するため、紫波町部活動地域展開推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動の地域展開の在り方に関すること。
- (2) 部活動の地域展開に向けた環境整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域展開の検討に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 推進協議会は、委員18名以内をもって組織し、推進協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 紫波町内のスポーツ機関又は団体を代表する者
- (2) 紫波町内の文化機関又は団体を代表する者
- (3) 紫波町立小中学校の校長
- (4) 紫波町立小中学校の児童生徒の保護者を代表する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを決定する。

2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 推進協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、推進協議会に委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7 推進協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 第5及び第6の規定は、部会について準用する。

(守秘義務)

第8 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9 推進協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

公布・施行日 令和6年8月23日

※ 紫波町部活動地域展開推進協議会に係る組織体制

